

千葉市政担当記者 様

平成 29 年 4 月 7 日
稲毛保健福祉センター
こども家庭課
電話 284 - 6245
内線 92 - 690

## 保育料の算定事務誤りについて

本市が運営する保育所の使用料について、算定上の事務処理誤りがあり、過少な額を請求していた事例がありましたので、お知らせします。

### 1 概要

平成 27 年 1 1 月に、平成 28 年度分の保育施設を利用するための申請書を受理した際に、保育料の算定を行うための事務処理に誤りがあり、平成 28 年度の保育料について過少な額を請求していたことが、平成 29 年 2 月 10 日に平成 29 年度分の施設利用の現況届を確認していた時に判明しました。

なお、過少請求の対象となっていた対象児童（世帯）に対しては、3 月 31 日までの間に区から連絡をして説明及び謝罪を行いました。

### 2 原因

保育料の算定にあたっては、世帯の所得額の合計を基礎としているが、対象児童（世帯）からの施設利用申請書を受理した際に、父親の住所地が異なっていたことから、母親の所得額のみで保育料を算定してしまった。

### 3 対象児童（世帯）数及び不足額

#### (1) 対象児童（世帯）数

1 人（1 世帯）

#### (2) 不足額

計 325,900 円（平成 28 年 4 月～平成 29 年 2 月の 11 か月分）

#### (3) その他

過少な額を請求していたことが 2 月に判明したため、平成 29 年 3 月分については、適正な保育料を市へ納付していただくことでご理解いただいています。

### 4 今後の対応等

このような事態が再び発生することのないよう、再発防止策としてシステム入力時のダブルチェックを徹底するほか、入力後に母子世帯・父子世帯として出力されたデータと施設利用申請書の記載事項を再度確認するなど、今後、事務手順をさらに徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。